

十分の一税義務者と十分の一税の内容

吉田, 道也
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/14369>

出版情報 : 法政研究. 22 (2/4), pp.161-170, 1955-03. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

十分の一税義務者と十分の一税の内容

吉 田 道 也

わたくしは先に「十分の一税の成立」と「十分の一税権者」についていささか考察する機会を得た。⁽¹⁾ここに十分の一税義務について若干の考察を試みようとするのであるが、単に素描にすぎないことは従前と同じである。又主としてドイツについて考察するものであることも、教会の十分の一税に関するものであることも従前同様である。しかし考察する時代は宗教改革以後にも及ぶのである。

宗教改革 (Reformation) の結果、カトリック教会は相当多くの十分の一税を失つたのであるが、これらの十分の一税は消滅したのではなく、大部分はそのままプロテスタント教会へ移つた。⁽²⁾即ち従来カトリック教会が徴収していた十分の一税をプロテスタント教会が徴収するということになつただけであつた。それではカトリック教会とプロテスタント教会との二種類の十分の一税が成立することになるので適宜比較考察を加えるであろう。法源は主としてカトリック教会については、教会法大全 (Corpus iuris canonici) プロテスタント教会については、プロイセン一般国法典 (Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten) によつた。記述の都合上まず十分の一税納付の義務を負う者即ち十分の一税義務者について考察し、次に十分の一税の内容について考察してみたいと思う。

十分の一税義務者

何人が十分の一税納付の義務を負つているかを考えるにあたり、まず十分の一税が課せられているか否かが問題で

ある。かつて立法により十分の一税納付の義務を一般的に認めただのであるが、この事は無条件に実行されたものではなかつた。又、一部は時と共に行われなくなつたものもあつた。^(五)それで十分の一税納付の義務を一般的義務とするのと、即ち十分の一税義務の存在の法的推定は必ずしも存しないことになる。それ故に通常、十分の一税義務がある主張する者は、その義務の存在を立証しなければならなかつた。十分の一税義務乃至は十分の一税権はカノン法その他の法令によつて設定され得る。それ故に具体的に十分の一税を課する法令がある場合には争の余地がなく法令を援用するを以て足りると思われる。次に十分の一税権が非常に古い時代から慣習的に存続して来た場合には、単にその事實を援用するを以て足ると思われる。^(六)しかし契約により十分の一税義務が設定されたと主張する場合、又は時効により十分の一税権を取得したと主張する者はそれぞれ自己の主張するところを立証しなければならなかつた。

しかし十分の一税が法令を以て規定されている場合には、十分の一税の義務を負わないと主張する者は、自分がこの義務を免れていることを立証しなければならなかつた。このことについては後に述べるであらう。

一般的に言つてカノン法は主任司祭 (Parer) に彼の管轄する小教区 (Parochia) に於ける法定の十分の一税権を認めている。^(五)それ故にこの場合に教区兵で十分の一税義務を免れているということを主張する者は、それを立証しなければならぬ。しかしこのカノン法の原則は必ずしも貫徹されないで、多くのドイツ諸邦では反対に十分の一税義務の不存在を推定する規定が行われたのでこれらの地方では、十分の一税義務の存在を立証しなければならなかつた。ただ小教区内の一般的十分の一税義務を定める法令がある諸邦では、教区内のすべての土地に十分の一税が課せられるという法的な推定があり、これを免れることを主張するものが立証しなければならぬことになる。^(七)

十分の一税が課せられている場合、即ち十分の一税義務の存在が立証された場合に、何人が十分の一税義務者であるか。この点につき若干考慮すべきものがある。

カノン法は十分の一税を土地の收穫物、家畜の増殖に課するのみならず營業収益にも課するのであつた。第一のものは土地の用益をなすもの、即ち土地所有者、占有者、用益権者等が支払うもので耕作物の十分の一税 (*decimae praediales*) と呼ばれ、第二のものは家畜の所有者が支払うべきもので、家畜の十分の一税 (*decimae animalium*) と呼ばれ、この二つは総称して物上十分の一税 (*decimae reales*) と言われる。第三のものはある人が自分の營業の一個又は全部の収入について十分の一税を支払うものであつて人的十分の一税 (*decimae personales*) と呼ばれる。

物上十分の一税の場合には、その土地又は家畜群について課せられるのであるから土地家畜の所有者等が、十分の一税義務者であり土地又は家畜を譲渡することによりこの義務を免れ、譲受けることによりこの義務を負担する。この場合、宗派は異つても影響はない。このことはカノン法に於いても世俗法例えばプロシヤ一般国法典 (*Allgemeines Landrecht für Preussischen Staaten*) に於いても同様である。従つてカトリック教徒がプロテスタント教会へ十分の一税を支払うこともありこの反対の場合も生じ得る。又キリスト教徒でもないものがキリスト教会 (プロテスタント又はカトリック) へ十分の一税を支払うこともあり得る。

人的十分の一税の場合にはこれに反して教区の信者たるものからのみ徴収された。

物的十分の一税はドイツ諸邦で一般に認められたが、しかし、人的十分の一税はドイツでは余り行われなかつた。諸所に散見されるにすぎなかつた。バイエルンでは十八世紀半に行われなくなり、プロイセン一般国法典は明文を以てこれを禁止した。

十分の一税は分離採取された果実から支払われるものであるから、カノン法によれば果実の第三取得者からも十分の一税が直接徴収されることがあつた。

右に述べた所により、十分の一税義務者とされる者は概ね次の者である。

- (イ) 土地の所有者等
- (ロ) 家畜の所有者
- (ハ) 営業を所有する者
- (ニ) 果実の第三取得者

右のうち(イ)及び(ロ)が基本的な十分の一税義務者であり(ハ)はドイツでは少く又禁止されたことは前述の通りである。前述の如く十分の一税義務存在の法的推定がある場合には、反証を提出してこの義務を免れることが出来た。通常この際には、法令、特権 (Privilegium)、契約、甚だ長期間の占有 (unvorläufige Besitz)、⁽¹¹⁾ 時效の援用によつてこれがなされた。特権はローマ教皇から与えられるが、又皇帝から与えられることもあつた。⁽¹¹⁾ この十分の一税義務の免除に關して聖職者について若干注意しなければならぬ。

カノン法によれば聖職者は聖職者に対して十分の一税を課すべからずという原則がある。従つて主任司祭相互間には小教区主任司祭とその小教区所屬の信者という關係は生じないから、人的十分の一税の關係は生じない。しかし主任司祭はその教区内の、僧祿 (beneficium) を有せず又靈的奉仕もなさない下級聖職者、品級 (Weihe) を有しない修道士に人的十分の一税を課することができる。但しこれらの者は教皇により十分の一税義務を免除されることがある。又、物上十分の一税については先づ小教区内の土地で主任司祭の費用 (Unterhalt) に充てられるものは十分の一税を免除される。しかし自己の教区外に僧祿として与えられた土地を保有する司祭は、若しその土地につき十分の一税を免除されているときは、その土地を教会への寄進 (Dotation) のために用いる場合には十分の一税の免除を請求し得るけれども、教会への寄進のために用いるのでない場合、及びその土地について十分の一税の免除を得ていないときは教会への寄進のために用いる場合でも、十分の一税を免除されない。同様に聖職者といえどもその私有地

については十分の一税の義務を負つた。^(一三)

尙、開墾地に関しては新しく開墾地十分の一税 (*Neubruchzehnt*) が課せられるので従来の十分の一税 (*decimae veteres*) に対して、新しい十分の一税 (*decimae novales*) が教区教会へ附加されることになるのであるが、開墾者が聖職者修道士の場合には開墾地十分の一税が免除されることがあつた。^(一四) 但しこれは新に開墾される場合であつて、一度開墾されてその後放置された土地を再び開墾する場合は含まない。この場合には休止していた十分の一税が当然に復活するのであつて新しい十分の一税ではない。

十分の一税の内容

先づ十分の一税の種類について述べよう。

十分の一税設定当初の關係から見ると、設立の目的から十分の一税は世俗的十分の一税 (*decimae seculares*) と教會的十分の一税 (*decimae ecclesiasticae*) とに分たれ、又当初の十分の一税権者の身分から世俗人十分の一税 (*decimae laicales*) と聖職者十分の一税 (*decimae clericales*) に分たれる。前の区別は十分の一税が世俗的団体の利益のために設定されたか或は教會の利益のために設定されたかの区別であり、後の区別は当初の十分の一税権者が世俗人であつたか聖職者であつたかの区別である。この二種の区別の間には必然的な相關關係はなく、權利者の異動によつて世俗人が教會的十分の一税権を有する場合もあつた。^(一五)

十分の一税は課税物件の点から見て人的十分の一税 (*decimae personales*) と物上十分の一税 (*decimae reales*) に分たれることは前に述べた。人的十分の一税はある人の營業からの収入全体に課せられる十分の一税であり、又は法人格を有する營業、企業収入に課せられるものであつた。これについてはカノン法自体に於いても規定されると

ころ少く、自己の主任司祭に対して支払うべきことと、正当なる營業から支払うべきことが定められているのと、前にのべた如く人的十分の一税は自己の教区の信者に限り課することが出来るといふことが主たるものであつた。^{二〇}ドイツに於いては人的十分の一税は余り行われなかつた。しかもバイエルンに於いては十八世紀半に行われなくなり、又プロイセンではプロイセン一般國法典で禁止されたことは上述の通りである。

物上十分の一税は土地の生産物、家畜の仔について課せられるのであつて、土地につき、家畜につき成立するので土地・家畜の所有者が誰であつてもよいので教区の信者であるか否かは問題とならない。^{二一}物上十分の一税は右の如く耕作物の十分の一税 (*decimae praedies*) と家畜の仔の十分の一税 (*decimae animalium*) とに分たれるが、各々は大十分の一税 (*decimae majores*) と小十分の一税 (*decimae minores*) に分たれる。何が大であり何が小であるかは、十分の一税の目的物として説明する。

そこで十分の一税の目的物として何が支払われたかといふと、これは具体的にはその地方的特別法又は慣習によつて定まるのであつたが、一般的にいへば次の如きものであつた。

耕作物の十分の一税については、前述の如き大・小に分れるのであるが、先づ大十分の一税として所謂大型の耕作物、即ち、燕麦 (*Hafcr*)、ライ麦 (*Roggen*)、大麦 (*Gerste*)、小麦 (*Weizen*)、及び葡萄地帯では葡萄酒 (*Wein*) であつた。同じく小十分の一税としては、家畜の飼料及び栽培果実であつた。

家畜についての十分の一税も大と小とあり、大十分の一税は、所謂家畜 (*Hausstier*) と役畜に属する動物であつた。但し家禽 (*Federvieh*) を除く。小十分の一税は羊 (*Schaf*)、仔羊 (*Lamm*)、駒 (*Füllen*)、犢 (*Kalb*)、家禽 (*Federvieh*)、蜜蜂 (*Biene*) 等であつた。^{二二}

ある一定の地域内で十分の一税が全体の耕地に課せられる場合これを全体的十分の一税 (*decimae univesales*) と

い、特定の耕地にのみ課せられる場合を部分的十分の一税 (*decimae particulares*) としう。又各種の果実にわたつて課せられる十分の一税を一般の十分の一税 (*decimae generales*) としう、特定の種類の果実にのみ課せられる十分の一税を特別の十分の一税 (*decimae speciales*) としう。十分の一税は元來全体的 (*universal*) に、一般的 (*general*) に課せられたものであつたが、ドイツでは早くから制限され特に定めがない限り、大十分の一税に限られることとなつた。⁽¹⁰⁾

次に十分の一税の内容の第二点として給付の程度は如何という、原則としては果実の十分の一であつたが必ずしも十分の一に限らず、種々の割合があつた。例へば二倍の十分の一税ということもありその他の割合のこともあつた。プロイセン一般国法典は争ある場合には果実の十分の一と推定する。⁽¹¹⁾

第三に十分の一税給付の方法は先づ十分の一税の内容自体により定まり、又若干の法規あり、又慣習により、契約により、条理により定まる。

人的十分の一税はカノン法によれば通例毎年末に支払われるべきものであつた。

家畜の十分の一税はカノン法によれば通例生れた仔の第十番目のものに確定し選択をゆるされない。ドイツの地方の特別法は更に詳細を規定してゐる。⁽¹²⁾ 例へば家畜の十分の一税は毎年支払ひ第十番目の仔を給付する、而して現実に計算 (*Abzahlung*) する以前に死亡したものは算入しない。犢、仔羊、豚は売却に適するに至つたとき、駒は乳離れするに至つたとき、家禽は羽毛を生じたときまでは請求されない。十分の一税として給付する家畜は中等の品質のものでなければならぬ等である。

耕作物の十分の一税は耕地に於いて永続的に徴収される。これを現物十分の一税 (*decimae naturales*) としう。これと區別すべきは袋入十分の一税 (*decimae sacchariae*) であつてこれは脱穀した穀物を袋に入れて給付するので

ある。更に現物の代りに金銭が定期的に給付されることがある。これは現物十分の一税に代る金銭十分の一税 (Geldzehnt) である。^(二四)

そこで現物の場合、果実が十分の一税を給付するに適するに至つたとき、十分の一税義務者は十分の一税権者に催告を發して分離すべきことを求める。催告を受けた十分の一税権者は遅怠なく現場に赴き果実を選択し徴取すべき分を分離しなければならない。十分の一税義務者は催告後十二時間以上、十分の一税権者の選択分離を待つを要しな^(二五)。カノン法によれば十分の一税の運搬は十分の一税義務者の義務であつたが、實際の慣行はこれに反して十分の一税権者が自ら十分の一税を取立てるのが一般的であつた。但し袋入十分の一税については、十分の一税義務者が十分の一税権者のもとへ持参しなければならない^(二六)。

以上、十分の一税義務について貧しい素描を試みたのであるが、わたくしの非力のため甚だ不充分なもので申訳ない次第である。他日機会を得て改めたいと思つてゐる。

(一) 法政研究第十九卷四号、第二〇卷二一四号合併号

(二) Realencyklopädie für protestantische Theologie und Kirche, herausgegeben von Hauck. 3. Aufl. Bd 21 (以下 Realencyklopädie として引用する) S. 634 f.

(三) 例えはプロシヤ一般国法典(以下 A. L. R. として引用する)第二部第一章第八七条は一般的に十分の一税を認めてゐるけれども一八五〇年三月二日の法律第六条以下、第六五条及び一八五七年四月一五日の法律により解消し得ることとなつた。

Vgl. A. L. R. mit Anmerkung und einem ergänzenden Nachtrage von Schering, Berlin. 1863. Bd. 4 S. 103 f u. Anm. 97, derselbe Nachtrag zum A. L. R. Bd 2. 1837—1862 S. 419, 422 f., 427 f. S. 765 ff.

(四) Realencyklopädie. SS. 636, 637, Richter : Kirchenrecht, 8. Aufl. bearb. von Dove und Kahl, 1886, S. 1329.

- (五) c. 29. X. de decimis ■. 30.
- (六) 例へば A. L. R. II. 11 § § 860 ff. は教区教会は必ずしも当然に十分の一税権をもつものではなく、十分の一税権を取
得して始めて十分の一税を徴収し得ると定めてゐる。
- (七) Richter, a. a. O. S. 1328 f.
- (八) Realencyklopidie, S. 636. Richter, S. 1328. 尙ホノ法の規定は Richter, S. 1328 Anm. 11 に引用されてゐる規
定を参照
- (九) Realencyklopidie. S. 637
- (一〇) Richter, a. a. O. S. 1328. Realencyklopidie, S. 636
- 人的十分の一税を禁止した A. L. R. II, 11, § 921 は次の通りである。
- 「人の勤勞のみにより取得せらるべきものからの人的十分の一税は請求されてはならず又給付されてはならない。」
- (一一) Realencyklopidie. S. 637, 尙' c. 30, 32, 34 X. de decimis ■. 30 参照
- (一二) Realencyklopidie, S. 637. Richter, a. a. O. S. 1329.
- (一三) Realencyklopidie, S. 637 f.
- (一四) a. a. O.
- (一五) 抽稿法政研究第二〇卷(二一四号合併号)二一七頁以下参照
- (一六) Realencyklopidie. S. 636. 尙ホノ法の引用は同所参照のこと。
- (一七) 「前略」それ故に誰かが十分の一税を支払わねばならないときに、その支払から免除されていない場合には、私はこの様
に貴下に回答するのであるが、占有を確定的に譲渡す者と譲受ける者によつて、彼等が収取する果実から十分の一税が支払
わるべきである。但し彼等の何れかによつて彼等がこのようなものから免除されているわけを明らかにされた場合にはこの

限らざらむ。」(C. 24, X, de decimis II, 80)

これは教皇インノケンティウス三世が一一九九年に発したものであるが、この原則は永く守られた。

これと多少異なるが A. L. R. II. 11. §. 859 は十分の一税権が世俗人の手中に帰した場合、それが本来教會的十分の一税であるときも、十分の一税権者の宗派は権利の行使に影響がないと定めている。何れの面からいつても物上十分の一税の場合には宗派の相異は影響を及ぼさなむ。

(一八) Füllen は五ギ以下の馬をこむ。

(一九) 以上 Realencyklopädie, S. 636.

(二〇) Realencyklopädie, S. 637. 但 A. L. R. II. 11. §. 865 以下によれば全体的十分の一税の推定がある。

A. L. R. II. 11. §. 875 は特に定めがなければ十分の一税とは大十分の一税と看做す旨を定めている。

(二一) A. L. R. II. 11. §. 874.

(二二) Realencyklopädie, S. 638.

(二三) A. L. R. II. 11. §. 916—920

(二四) Realencyklopädie, S. 636

(二五) Realencyklopädie, S. 638. 但 A. L. R. II. 11. §. 901, 902, 895.

(二六) Realencyklopädie, S. 638. 但 A. L. R. II. 11. §. 909.

(二七) Realencyklopädie, S. 638. 但 A. L. R. II. 11. §. 928